

## 香川県広域水道企業団条例第7号

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金) 第9条 略</p> <p>(延滞金の徴収) 第11条 使用者が料金を納期日までに納入しない場合において、企業長が期日を指定して督促してもなお納入しないときは、指定した期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額につき<u>当該指定した期日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>で計算した延滞金を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(料金) 第9条 水道料金（基本料金及び超過料金をいう。以下「料金」という。）の料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)・(2) 略 2～4 略</p> <p>(延滞金の徴収) 第11条 使用者が料金を納期日までに納入しない場合において、企業長が期日を指定して督促してもなお納入しないときは、指定した期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額につき<u>年14.5パーセントの割合</u>で計算した延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項に定める延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、<sup>じゅうん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>

### 附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月30日までに香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例第11条第1項に規定する指定した期日が到来した場合における同条例第9条第1項に規定する料金の支払を受ける権利に係る延滞金の利率については、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。